

結成80周年
記念特別号

2・3面に掲載



全国自動車交通労働組合総連合東京地方連合会機関紙

8 / 1
(2026年)

No. 1211

発行＝全国自動車交通労働組合総連合
東京地方連合会(自交総連東京地連)
〒110-0003 東京都台東区根岸4-11-10
電話3871-4115(代表) FAX3871-4120

発行人＝林 悦夫

1部50円 郵送料別
(毎月1日の1回発行)
郵便振替口座 00110-2-66026番
購読料 前納制 1,500円
昭和51年11月5日第三種郵便物認可

全
都
共
同
版
教

歩合給引き下げ「無効」の判決

原告側の完全勝利

飛鳥交通
グループ裁判

飛鳥交通グループ スライド賃下げ違法・無効判決にあたっての声明 ― 東京地裁の全面勝訴判決を受けて、すべてのタクシー労働者の労働条件改善に向け、さらなるたたかいを決意する ―

2026年7月29日、東京地方裁判所（上村考由裁判長）は、飛鳥交通グループ傘下2社において、運賃改定に伴い会社側が一方的に断行した歩合給の引き下げ（運賃収入に係数に乗じるスライド賃下げおよび歩合給の上限設定）を「労働契約法に反し、違法・無効」と断じる全面勝訴の判決を言い渡した。裁判所が原告ら運転手側の主張を全面的に認め、会社側に対して不当に減給された未払い賃金の全額(計5,062万8,959円)の支払いを命じたことは、正義と労働者の権利を守る画期的な勝利である。自交総連東京地連は、長きにわたる不当な賃下げ攻撃に屈せず、団結して裁判闘争をたたかい抜いた原告団、弁護団、そしてこれを支えたすべてのなかまの奮闘に心からの敬意を表するとともに、この歴史的勝利判決を重要視する。

今回の裁判の本質は、2022年11月に実施された東京特別区・武三交通圏における運賃改定の趣旨を会社側が根底から踏みにじった点にある。関東運輸局が明記した国自旅325号通達や消費者委員会での議論の指針では、運賃改定の最大の目的は「乗務員の労働環境・処遇の改善」を主とし、利用者利便の向上に繋げるとする社会的公約であった。しかし、飛鳥交通グループは、値上げによって労働者の賃金が増えることを逆手に取り、「従来通りの仕事量でも賃金が増えるのだから不利益変更ではない」などという身勝手な論理を展開。営業収入に「0.9585」という係数を一方的に乗じて会社の取り分を増やし、実質的なピンハネと賃下げを強行した。乗務員によっては月額10万円、年間50万円もの深刻な減収を強いられたこの暴挙は、労働者の生活を破壊するだけでなく、国交省の方針をも愚弄するものであった。

判決は、会社側が賃下げ(就業規則の変更)を行う具体的根拠や必要性、相当性を何ら数字をもって証明できていないことを厳しく指摘した。さらに、会社側が労働組合との誠実な労使交渉を拒み、不誠実な対応を続けたプロセスについても明確に非難し、一連のスライド賃下げを完全に無効とした。これは、労働条件の一方的で不当な不利益変更に対し、司法が毅然としたNOを突きつけたものである。

この勝利の意義は、単に今回の飛鳥交通グループ裁判内にとどまらない。現在、全国の多くのタクシー事業者がこの飛鳥裁判の帰趨を伺い、便乗的なスライド賃下げの機会を伺っている。今回の全面勝訴判決は、そうした業界全体の不当なスライド賃下げの動きに強力な歯止めをかけるものであり、全国のタクシー労働者の雇用と権利を守る大きな防波堤となるものである。

飛鳥交通グループは、今回の司法の判断を厳粛に受け止め、直ちに控訴を断念すべきである。そして、原告らに対する未払い賃金を速やかに支払い、真摯な労使交渉を通じて労働条件の抜本的な改善に踏み出すべきである。

現在、タクシー業界は深刻な担い手不足に直面しており、今まさに労働条件の改善と処遇向上が求められている。さらに、労働者の権利を脅かす「ライドシェア」の全面解禁阻止に向けたたたかいも正念場を迎えている。自交総連東京地連は、今回の全面勝訴を大きな糧とし、飛鳥交通グループ各社の未払い賃金の完全な支払いと就業規則の撤回がされるまで手を緩めることなくたたかう。そして、全国のハイタク労働者と固く連帯し、すべての交通労働者が誇りを持って働ける職場環境の確立と、地域公共交通の維持・発展に向けて、全力を挙げてたたかい抜くことを決意する。

2026年7月30日
全国自動車交通労働組合総連合
東京地方連合会(自交総連東京地連)
執行委員長 徳永 昌司

自交総連東京地連と加盟組合の原告団133人、そして関係弁護団8人が一丸となりたたかい抜いてきた「飛鳥裁判」(詳細は5月1日号参照)の判決が7月29日、東京地裁(上村考由裁判長)で言い渡され、私たち原告側が完全勝利を収めました。裁判所は飛鳥交通グループによる一方的な歩合給の引き下げを「無効」と断罪。会社側に対し、未払い賃金の全額、計5,062万8,959円の支払いを命じる画期的な判決を下しました。この勝利は、コロナ禍や経営

危機を口実にした不当な労働条件切り下げに歯止めをかけ、全国のタクシー労働者の尊厳と生活を守る極めて大きな一歩となりました。この東京地裁判決は、単に飛鳥交通とたたかきにとどまらず、全国のタクシー労働者を救う強力な武器となります。業界で横行する「歩合給率の勝手な変更」や「労働条件の不利益変更」に対し、法律と正義の観点から「断じて許されない」という明確な基準を示したからです。経営の責任を労働者に押し付ける手法は、もはや通用しないことが証明されました(上記参照)。

判決の骨子と原告全面勝訴のポイント

①一方的な賃金引き下げの違法性を認定

裁判所は、飛鳥交通グループ3社が所属乗務員の歩合給を引き下げた措置について、労働者の不利益が極めて大きく、合理性がないとして「無効」と明確に判断しました。

②未払い賃金「全額」5,062万8,959円の支払い命令

原告団133人が求めた未払い賃金の算定を全面的に認め、会社側に1円の妥協も許さない全額の支払いを命じました。

③団結の力がもたらした完全勝利

自交総連東京のなかまと原告団が、職場の枠を超えて固く結束し、粘り強く法廷闘争を展開した成果が結実しました。

全国のなかまへ
希望の光

私たちはこの歴史的勝利を大きな確信とし、全国のタクシー事業者で横行する不当な賃下げや理不尽な賃金カットに悩む全国のなかまへ「労働組合に結集し、ともに声を上げれば巨大な資本にも必ず打ち勝つことができる」と呼びかけます。職場での権利擁護と労働条件のさらなる改善にむけて、自交総連東京地連はすべてのタクシー労働者の生活と安心を守るため、これから先頭に立つてたたかい続けます。